

解禁指定あり

平成29年10月27日
中部地方整備局
道路部交通対策課本年度
第3回目

特殊車両の集中取締りを実施

～管内5事務所による取締りを実施します～

1. 概要

違法に重量を超過した特殊車両の通行は、橋梁等の道路構造物の劣化を早めたり、重大な交通事故を起こす要因となるなど、道路構造や交通の安全に多大な悪影響を及ぼします。

中部地方整備局では、従来より各県警察の協力を得て、継続的に特殊車両の現地取締りを実施し、違反者への行政指導や、法令遵守の啓発を行っており、この度、本年度第3回目となる管内の複数事務所による特殊車両の集中取締りを実施しますのでお知らせします。

2. 実施事務所

名古屋、岐阜、高山、静岡、北勢国道事務所

※ 各事務所における実施場所及び実施日時は別紙1のとおりです。

3. 添付資料

別紙1：各事務所実施場所及び実施時間

別紙2：実施事務所連絡先一覧

別紙3：特殊車両現地取締実施状況等

別紙4：違法重量超過車が道路に与える影響

4. 解禁日時

平成29年11月2日（木）13時以降

5. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、
三重県第二県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、高山記者クラブ、松阪記者クラブ、
静岡市記者クラブ

6. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 道路部交通対策課長

いしがき まさひこ

石垣 政彦

Tel 052-953-8178

Fax 052-953-9208

※ 現地取材等、個別の取締りに関するご質問は別紙2記載の各事務所担当者へお問い合わせ下さい。



道路の異状を発見したら・・・。迷わず、
道路緊急ダイヤル 緊急通報 「#9910」（通話料無料）

◆ 実施事務所連絡先一覧

| 事務所名 | 担当者 | 連絡先 |
|----------|-------------------------|--|
| 名古屋国道事務所 | 副所長 伊藤博文 交通対策課長 大原千明 | TEL 052-853-7327 FAX 052-853-7334 |
| 岐阜国道事務所 | 副所長 吉田武司 保全対策官 杉本達彦 | TEL 058-271-9817(管理一課直通) FAX 058-271-9769 |
| 高山国道事務所 | 副所長 太田均 管理第一課長 田中学 | TEL 0577-36-3823(管理一課直通) FAX 0577-36-3841 |
| 静岡国道事務所 | 副所長 油井康夫 管理第一課長 近藤禎義 | TEL 054-250-8906 |
| 北勢国道事務所 | 副所長 森本善也 管理課長 田中聡 | TEL 059-363-5511 FAX 059-363-5521 TEL 0595-82-1312 FAX 0595-83-1319 |

◆特殊車両現地取締実施状況（9月8日岐阜国道事務所による取締り）

- ① 道路を通行する特殊車両を警察の協力を得て停止させ、特殊車両通行許可証の有無や許可条件の遵守状況を確認したほか、車両の重量、寸法を測定し、許可内容と合致しているか確認しました。



【減載前】重量超過車両の計測状況（総重量約46トン）

- ② 重量を大きく超過した車両には、その場における積載物の軽減措置を命じ、積載物の分解を行わせました。



分解作業状況



分解し積み替えた部品（約4トン）

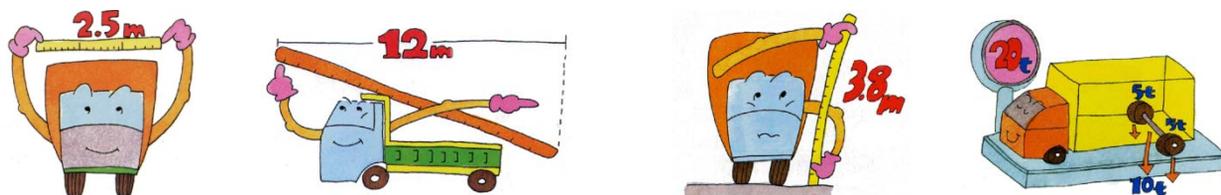


減載後の状況

◆ 違法重量超過車が道路に与える影響

◇ 政令で定める車両の幅等の最高限度

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両の幅、重量、高さ等は、政令（車両制限令）で定められており、これを超える車両で道路を通行するには、通行する道路の管理者から「特殊車両通行許可」を受ける必要があります。



| 寸法 | 最高限度 | 重量 | 最高限度 |
|----|-----------------------------|-----|---------------------------|
| 幅 | 2.5メートル | 総重量 | 20.0トン ※ 重さ指定道路は25.0トン |
| 長さ | 12.0メートル | 軸重 | 10.0トン |
| 高さ | 3.8メートル ※ 高さ指定道路は4.1メートル | 輪荷重 | 5.0トン |

車両制限令に定める車両の幅等の最高限度

◇ 軸重と道路橋劣化の関係

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、構造物に対して約9台分の重さののることになり、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。

